

# 河川敷地の 放牧地及び採草地利用の取組事例



## 河川法に基づいた許可を得て、河川敷地を 放牧地又は採草地として活用している取組があります

畜産経営の体質強化を図るためには、国内でしっかりと飼料を生産する必要がありますが、狭小な国土といった土地の制約がある中で、飼料生産のための耕作地を確保することが必ずしも簡単ではない地域も存在します。

このような中、河川法に基づく占用許可を得て、河川敷地を放牧地や採草地として活用している取組があります。河川敷地という、耕地とは異なる土地条件ゆえのリスクとも向き合いながら河川敷地を活用している取組があります。

## 河川敷地の利用に当たって

河川敷地の利用に当たっては、河川法第24条における「土地の占用許可申請」を河川管理者に対して行う必要があります。

### 申請できる者

公的な団体(地方公共団体、地方公社、公益法人等)  
(※ 必要やむを得ないと認められる住民、事業者等も含まれます。)

### 申請先

河川管理者は「一級河川」は国土交通省及び都道府県(一部の区間は政令指定都市)、「二級河川」は都道府県(一部の区間は政令指定都市)となっています。詳細の申請方法は各河川管理者に確認いただく必要があります。

### 占用基準

- ・ 治水上又は利水上の支障を生じないこと
- ・ 他の者の利用を著しく妨げないこと
- ・ 河川整備計画等が定められている場合は当該計画に沿ったものであること
- ・ 周辺の土地利用状況、景観及び環境と調和したものであること 等

放牧地及び採草地として利用するに当たっては、当該河川から上水供給している場合に水質保全として施肥・堆肥散布等を制限するなど、立地条件に伴う制限がある可能性もあります。許可条件については各河川管理者に十分に確認する必要があります。

### 占用期間

10年以内  
(※ 地域の条件により異なる可能性があります。)



# 農業協同組合による採草利用の取組

利根川(茨城県常総市、千葉県野田市 等)

## ◆事例1

### 利用者

おおやしま  
大八洲開拓農業協同組合(全19戸:酪農家及び肉用牛農家)



< 占用許可申請者 > 大八洲開拓農業協同組合、常総市長 等

< 許可者 > 国土交通省関東地方整備局

< 占有許可面積 > 常総市:約3ha、野田市:約22ha 等

< 利用方法 > 採草

< 草 種 > イタリアンライグラス、野草 等

### 取組のポイント

- 利根川は流域面積が約16,840km<sup>2</sup>、幹川流路延長約322kmの関東平野をほぼ西から東に向かって貫流して太平洋に注ぐ一級河川で、日本の三大河川の一つ。  
その下流域のうち利根川と鬼怒川が合流する常総市や野田市等の地域では、終戦後の引揚者による開拓営農が行われており、常総市及び野田市等では約50年前から河川敷地を草地として利用。
- 利用者である大八洲開拓農業協同組合では、19戸(酪農家17戸、肉用牛農家2戸)の組合員に占用許可を得た河川敷地を割り当てて採草利用し、国産飼料基盤に立脚した経営を推進。
- 河川増水だけでなく、近隣の調節池からの水の侵入も度々あるものの、有害植物が繁茂することもなく、草地の状態を確認しながら採草地として利用。

### 取組による効果

- 開拓営農地域であり、広大な草地は組合員にとって重要な飼料生産基盤となっており、飼料価格高騰の局面においても飼料コスト低減の効果を発揮。

事例作成: 令和6年3月

事例調査者: 農林水産省畜産局飼料課  
関東農政局畜産課

# 公共牧場による放牧・採草利用の取組

渡良瀬川(群馬県館林市)

## ◆事例2

利用者

館林市乳牛育成牧場



< 占用許可申請者 > 館林市長 < 許可者 > 国土交通省関東地方整備局

< 占有許可面積 > 約13ha(放牧地:約10ha、採草地:約3ha)

< 利用方法 > 乳用牛(育成牛)等の放牧(5~12月、昼夜放牧)  
採草

< 草 種 > イタリアンライグラス、野草

### 取組のポイント

- 渡良瀬川は流域面積が約2,621km<sup>2</sup>、幹川流路延長約111kmの一級河川で利根川に合流する支川。その下流域にあたる館林市では、昭和39年から渡良瀬川河川敷地を公共牧場の放牧地・採草地として活用。(河川法第24条の土地の占用許可の他、牧柵等の設置に係る河川法第26条第1項の工作物の新築等の許可を受けている。)
- 利用者である館林市乳牛育成牧場では、市内の酪農家5~6戸から常時20頭前後の乳用育成牛(一部、肉用繁殖牛を含む。)の預託を受け、5月~12月まで昼夜放牧を実施。
- 放牧利用に当たっては、常に、天気予報とダムの実タイム貯水量等の情報を確認し、河川の増水が見込まれる場合は全頭緊急退牧を行う。河川増水後は有識者等と草地の状態を確認し、放牧再開の可否を判断。
- 採草地では、河川敷という土地の性質上、砂地で土壌が柔らかいこともあり、耕起は浅めに行う。河川が増水した場合は、有識者等と草地の状態を確認し、状態によっては当年中の採草は断念することもある。

### 取組による効果

- 館林市内の酪農家の約半数が利用する公共牧場として、国産粗飼料を確保するとともに、酪農家における後継牛の自家育成を支援し、酪農経営の安定化に寄与。

事例作成: 令和6年3月

事例調査者: 農林水産省畜産局飼料課  
関東農政局畜産課

# 畜産農家による採草利用の取組

まるやまがわ

円山川(兵庫県豊岡市)

## ◆事例3

利用者

豊岡市草地利用組合 (全9戸: 肉用牛繁殖農家及び酪農家)



- < 占用許可申請者 > 豊岡市長
- < 許可者 > 国土交通省近畿地方整備局
- < 占有許可面積 > 約48ha
- < 利用方法 > 採草
- < 草 種 > イタリアンライグラス、野草

### 取組のポイント

- 円山川は流域面積が約1,300km<sup>2</sup>、幹川流路延長約68kmであり、兵庫県北部に位置する但馬地域では最大の一級河川。その下流域にあたる豊岡市では、約50年前から円山川河川敷地を採草地として利用。
- 利用者である豊岡市草地利用組合は、平成13年に飼料作物生産の合理化等を目的に豊岡市の畜産農家が集まって設立。現在は、市内9戸の肉用牛繁殖農家と酪農家で構成。
- 組合の設立当時から河川敷地での飼料生産の取組を始め、組合員である各畜産農家が、整地、播種から収穫までの作業を担って飼料用作物を生産しており、収穫した飼料は各農家が飼養する牛に給与(自家利用)。

### 取組による効果

- 畜産農家への国産飼料供給のため、まとまった農地の確保が課題であったところ、河川敷地の使用により、栽培地の確保(豊岡市における飼料作物生産面積の約27%)と飼料コストの削減を実現。  
河川増水時の浸水被害等の課題はあるものの、それ以上に栽培地確保のメリットが大きいことから取組を継続。

事例作成: 令和6年3月

事例調査者: 農林水産省近畿農政局畜産課

# 農事組合法人による採草利用の取組

おんががわ ひこさんがわ のうがた  
遠賀川及び彦山川(福岡県直方市)

## ◆事例4

利用者

農事組合法人楠木酪農生産組合



< 占用許可申請者 > 農事組合法人楠木酪農生産組合

< 許可者 > 国土交通省九州地方整備局

< 占有許可面積 > 直方市の遠賀川及び彦山川の河川敷:約40ha

< 利用方法 > 採草

< 草 種 > イタリアンライグラス、野草

### 取組のポイント

- 国土交通省九州地方整備局(以下「九地整」という。)から福岡県を通して、無償で借りた遠賀川及び彦山川の河川敷(約40ha)で牧草を、当河川敷及び他の畜産農家が占有する河川敷(約50ha)並びに九地整から刈取・処分を受託した堤防法面(約30ha)で野草を採草。
- 本来、河川敷には堆肥を散布出来ないが、九地整と協議の上、堤防法面の野草を敷料に利用した後、その敷料から製造した堆肥に限り、許可を受けて散布。
- 牧草は、当河川敷が、6月から9月の夏場、大雨による大規模な冠水が度々発生するため、イタリアンライグラスを10月に播種し、翌年4月と5月に2番草まで510t(1,700ロール・300kg)を収穫。
- 野草は、夏場、当河川敷及び他の畜産農家が占有する河川敷(他の畜産農家の依頼を受け)で約2,500ロールを収穫し、堤防法面の野草は、春・秋の2回、約2,000ロールを採草し、和牛繁殖牛の飼料と畜舎の敷料に利用。
- 利用者である農事組合法人楠木酪農生産組合は、昭和37年、直方市の10戸の畜産農家で設立したが、その後の統廃合により、現在、牧場は、松野牧場のみである。

### 取組による効果

- 当組合で必要な粗飼料及び敷料のほぼ全量を河川敷で収穫した牧草・野草で賄っており、河川敷の利用は、経営の安定化に不可欠なものとなっている。

事例作成:令和7年7月

事例調査者:農林水産省九州農政局  
福岡県拠点地方参事官室